

第17回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年10月4日（金）13:00～14:12
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、森下竜一
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 雇用ワーキング・グループからの報告（労働者派遣制度の見直し）
2. 「規制改革ホットライン」について
3. 公開ディスカッションの開催について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 ただいまから第17回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席でございます。また、大崎委員、翁委員、佐々木委員、長谷川委員、松村委員が御欠席でございます。

初めに、稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣

本日も、お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。委員の皆様方の本当に御熱心な御議論に感謝しているところでございます。

前回の会議で意見を取りまとめたいただいた農地中間管理機構について、本日午前の農林水産業・地域の活力創造本部において、制度の骨格が示されました。金丸座長のもとで、本当に精力的な御議論をいただき、結果、基本的にこの規制改革会議で議論をした意見を取り入れられたものとなっております。委員の皆様方の御尽力に感謝をいたしたいと思っております。

また、本日は労働者派遣制度について、当会議の意見の取りまとめに向けて御審議をいただくことになっております。この問題も、厚労省の8月の報告書が出て以来、またワー

キング・グループでも精力的に御議論をいただきまして、労使が納得した形で、そしてまた多様な働き方が選択できる社会の構築という切り口から、さらなる御検討をお願いしたいと思っております。

また、規制改革ホットライン、公開ディスカッションについても議題となっております。

国民の御意見を直接に伺うこと、また、国民に開かれた形で議論し、対立点を整理することは、規制改革に対する国民の関心を高め、改革を進める上で非常に重要だと思っております。

今回から、規制改革ホットラインについても特別のチームで精力的に御議論をいただいているところでございますし、また、公開ディスカッションという新しい試みも成果を得るように御議論をいただきたいと思っております。

今日は、後藤田副大臣も参加をいただいております。本当に党の議論でも大変改革派として議論を進めていただいた方でございますし、西村副大臣も引き続き御議論に加わっていただくことになっております。

本日も委員の皆様方の自由闊達な御議論を是非お願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

今、大臣からも御紹介がありました。新たに担当副大臣に着任されました後藤田副大臣が御出席でございます。

副大臣から一言御挨拶をお願いします。

○後藤田副大臣 改めまして、副大臣を拝命しました後藤田でございます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

稲田大臣は公務のために、本日はここで御退席されます。

○稲田大臣 済みません。よろしくお願ひします。

(稲田大臣退席)

○岡議長 では、報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、「農地中間管理機構の制度の骨格(案)」について、参考資料を配付しておりますので、事務局から説明をしていただきます。

お願ひいたします。

○中原参事官 それでは、参考資料1～4までを御覧いただければと存じます。

参考資料1、参考資料2は、先ほど稲田大臣から御紹介がありました、本日午前で開催されました農林水産業・地域の活力創造本部におきまして示された、農地中間管理機構(仮称)の制度の骨格についての資料でございます。

先般、8月22日の第14回規制改革会議におきましても、農水省から御説明を賜ったとこ

ろでございますけれども、その案に関する修正案という位置付けになるかと存じます。

時間の関係もございますので、修正をいただいているところを中心に御説明したいと思います。

まず、参考資料3を御覧いただければと存じます。

右側のボックスに記載させていただいておりますのが修正案でございます。基本的に当規制改革会議でお取りまとめをいただきました「意見」のほとんどを取り込んでいただいているものと思われま

す。最初に「国の関与・責任」についてでございます。新たに設けられた修正案では、国全体として、政策目標を達成するために、農林水産大臣は、事業の実施状況を評価し、効率的かつ効果的な取り組みに関する情報を公表する、都道府県に対して是正・改善のために必要な措置を行うことができるものとするという修正が施されてございます。

「機構の指定・役員を選任等」につきまして、都道府県知事は、農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人を指定することとし、その役員を選任及び解任は、都道府県知事の認可を要する。あるいは事業の実施状況が著しく不十分なとき等におきましては、役員解任を命ずることができるという規定が入ることとなっております。

「農地の貸付け」につきましては、認定農業者であれ、他の中心経営体であれ、農地の借入れ希望者は全て基本的にその公募のプロセスを経るということでございます。そして、貸付けの選定ルールにつきましては、都道府県知事の認可を受けて、公募によって選ばれた希望者のうちから適切な貸付けの相手方を選定するというものでございます。

「不服申立ての仕組み」につきましては、まず、農地の借受けまたは貸付けを希望する者の苦情または相談に応じる態勢を整備するということと、都道府県知事は認可の前にこれを縦覧に供し、応募したものの貸付けを受けられなかったような利害関係人が都道府県知事に意見書を提出することができるというスキームが設けることとされております。

「人・農地プラン」につきましては、人・農地プランの法定化は行わないこととする。

「機構の組織」につきましては、運営委員会は設置しませんが、かわりに客観的かつ中立公正な判断をすることができる者から構成される評価委員会が置かれることとされてい

ます。その他、この管理機構の本日の修正案には出てまいりませんが、私どもが事務的に農林水産省と議論をさせていただいている中におきましては、役員選任基準について、経営に関して実践的な能力を有する者であることといった趣旨を規定するとか、機構の指定基準あるいは役員選任基準については客観的なものとなるよう、さらにその議論を深化させていくこと。それから、農地が滞留することを防止するために、必要な適正在庫の上限面積を規定したりすること、あるいは市における体制を強化するために交渉の実務に当たる者を置くといったようなことについての実施体制の強化の在り方について検討すること。国と都道府県のコストの分担の在り方を適切にする観点から、予算編成のプロセス

の中でこの分担の在り方についてさらによく調整をしていくこと。既存の制度との整合性という観点から、法律に5年後見直し規定を置きまして、機構だけでなく、農地に関連する他の組織も含めて見直しを行うこととするという御報告も頂戴しているところでございます。

これまでの委員の皆様の方の精力的な御議論に、改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございます。

大臣にもこの点に触れていただきましたが、我々の会議の熱意がしっかりと伝わったのかなと思います。また、農水省も現状のままでは日本の農業がだめになってしまうという危機感をそれなりに抱いていたのではないかと私も思いますし、最後は、常々申し上げておりますが、政治のリーダーシップが発揮されたのではないかと考えております。

いずれにせよ、私どもの取りまとめた意見が大方採用されたということは大変喜ばしいことございまして、委員の皆様の方の御尽力に、議長という立場で御礼を申し上げます。

それでは、これから議事に入ります。

議題1といたしまして、雇用ワーキング・グループより「労働者派遣制度の見直し」についての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありました。

本日御審議いただき、取りまとまれば厚生労働省へ提言したいと思っております。

まず、事務局から説明をしていただいた後に、鶴座長から補足の説明をお願いいたします。

○三浦参事官 それでは、先に事務局より、お手元の資料1「労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見（案）」について御説明を申し上げます。

事前に、各委員の先生方に内容を御紹介させていただいておりますので、本日は簡単に概略の御説明を申し上げます。

なお、最終的に、事前に御紹介させていただいたものからの変更点はございません。ざっと御説明申し上げます。

最初に「1 意見の背景」ということで、現状、労働者派遣制度について、当会議としまして6月に答申を取りまとめております。その後、その趣旨に沿った閣議決定がされている。この状況を踏まえて、厚生労働省で研究会の報告が出され、それを受けて、現在、労働政策審議会において議論がされているという状況でございます。

これについて年内に結論を得た上で、次期通常国会以降に必要な法制上の措置を行う予定であるという状況にありますということを最初に申し上げます。

欄外に、この報告書で示された主な規制改革の規制の見直しの内容であるとか、労政審に参加されている団体の方々からワーキング・グループでヒアリングを行った点などについて注記してございます。

こうした状況を踏まえて「2 基本的な考え方」としまして、まず、この会議の基本的

な考え方のスタンスを冒頭に簡潔に記しております。すなわち、労使が納得した上で多様な働き方が選択できる社会を構築すべきである、これが基本的なこの会議の理念という考え方でございます。

こうした立場から、以下の点について意見を申し上げるということです。これについて、労働政策審議会で議論を望みたいということを冒頭に申し上げておきます。

まず、この報告書の内容について、基本的な方向性である、いわゆる26業務の廃止であるとか、有期雇用派遣の労働者に対して個人レベルでの期間制限という形に規制の仕方を見直すといった点については、規制改革会議は既に6月の答申で提言しておいた内容に沿っていて、これについては堅持されるべきということでございます。

基本的には、簡素でわかりやすい、現在非常に複雑化して、現場で混乱を起こしているこの制度を簡素でわかりやすいものにしていくということと、これまで過去の改正等において、一部改正による副作用が起きたようなこともありますので、今回の見直しに当たっては、そういうことがないように配慮してもらいたいといったことを基本的な在り方として述べております。

その次に、この派遣制度で歴史的につくられてきている「常用代替防止」という基本的な考え方がまだ残っている点について、大きな問題として指摘してございます。

2 ページで、その問題について、少し丁寧の説明を加えさせていただいております。

諸外国でこういった例は余りないということであって、諸外国の規制の考え方というのは、あくまで派遣労働の濫用を防止するという考え方に立っている。日本においても、やはりこういった点に軸足を移していくべきだということを基本的な考え方として持っております。

以降、3、4と分けてございますが、3のほうが今回の規制見直しの大きな基本的な部分に関する意見でございます。4のほうがそれに付随してくるのですが、平成24年の法改正において導入された規制について、これを契機にして、改めて見直しの議論が必要ではないかという2つの大きな項に分けてございます。

1つ目の期間制限の在り方ということで、制度の基本的な部分なのですが、これについて3つ立てております。

(1) 上限設定の在り方ということで、今回の見直しの方向性として現在示されてはいるのですが、有期雇用と無期雇用の派遣ということに区分けをして、無期雇用派遣については期間制限の設定をしない。一方で、有期雇用派遣に関しては一定の期間の制限を設けるという形に大きく、これはわかりやすくシンプルになる形で見直しがされる。

ただ、その場合に、結果的に働く場の選択肢が失われることがないように、上限設定に当たって、その影響をよく配慮して、特に有期雇用に関しては、別の法律、労働契約法上に有期労働契約についての無期転換制度というものがございます。これは有期雇用の継続期間が更新等を経て5年を超えることとなった場合には、無期雇用に転換するという制度

が導入されてございます。こういったことの整合性をきちんと考えて、上限設定の在り方を考えるべきだということを申し上げております。

(2) 派遣先レベルでの規制ということで、これにつきましても、実際その上限期間が達した場合に、今、示されていますのは、労使の会議等において継続に関して妥当かどうかのチェックを行うということが示されております。このチェックというものが過剰なものになりますと、実質的にはかなり強い期間制限がかかってしまうおそれがありますということで、そういったことがないようにすべきであるということ。

(3) 雇用安定措置ということで、これは派遣元、派遣会社に課されるとされているものでございますけれども、これにつきましても余り強い形の規制が課されると、その期間が達する前のところで雇いどめをするということを誘発しかねないので、ここはそういったことが起こらないように配慮したような措置として考える必要があるということです。

以上が基本のところです。

4つ目は、24年法改正として、全部で5つの項目を挙げてございます。

(1) 日雇派遣の原則禁止ということでございます。「日雇派遣」という言葉が使われていますが、正確には契約期間30日以内の短期のものについての禁止ということでございます。これにつきましては、ここに書いてございますように、実際には働く側、働いてもらいたい側、両者の側で短期の就労のニーズというものが当然世の中にあります。派遣で禁止されている一方で、直接雇用での短期の契約というのは何ら禁止されていないということで、これは制度の整合性がとれていないばかりか、逆に直接雇用の短期就労のほうに流れているだけではないかということで、こういった点については見直しが必要である。

3ページ、(2) 労働契約の申し込みみなし制度でございます。これにつきましては、まだ施行はされておられません。ここにございますように、平成27年10月施行予定ではございますが、実際に派遣利用をしている中で一定の違法状態が発生した場合は、その時点で即労働者に対して直接雇用の申し込みをしたとみなすという規制でございます。

これについては、現在の制度が非常に不安定な状況で、どういう形のときに違法という判断になるかということが不明確な点が幾つか残っている中で、こういった施行がされると、現実としては非常に派遣という労働そのものを使うことにはかなりリスクが高まって、躊躇してしまうおそれがあるということを強く指摘されているところでございます。これについても、廃止を含めた見直しをする必要があるのではないかと。特にもともとの制度の目的としていた派遣労働者の雇用の安定という目的に関しては、別の手法でもって、今回いろいろな見直しの方向性が出ておりますので、そういったもう少し適切な方法での安定化を図るという手段に見直したほうがいいのではないかとこの意見でございます。

(3) グループ企業派遣の8割規制でございます。これは大きな企業等でグループの中での就労マッチングを図るという目的でなされている派遣に関して、自社のグループの中での派遣の比率を8割以内に抑えるという規制でございます。言いかえればグループ外の

派遣を2割以上にするという規制でございますので、これによって実質的に企業内での派遣のマッチングを図るといったことの活用が非常にしづらくなっているという規制の見直しでございます。

(4) マージン率等の情報提供でございます。マージン率につきましては、派遣会社が実際に働いている派遣スタッフへ支払っている給与と派遣料金との間のどれぐらいのマージンがあるのかということの開示義務がされているということでございますが、これは世界的にもかなり特異な例で、他の産業でもこういう営業の秘密に関するようなことを開示がされている例はなされていないということを鑑みて、見直しをすべきではないかという意見でございます。

(5) 1年以内に離職した労働者への規制ということで、過去Aという会社で働いていた労働者がいたとしますと、Aという会社にその後1年以内は、今度派遣という形で就労することを禁止するといったものでございます。これにつきましては、ここにも書いてございますように、規制の目的としては、意図的に正規社員を派遣労働者に置きかえるということがなされないようにということでございますが、逆にこれをやったことによって、合理的なケースとして派遣として新たに働くといった人たちまで就労の場を奪ってしまうということが副作用として起きてしまっています。これについては、そういった合理的なものについて例外を認めていく必要があるのではないかということを指摘してございます。

以上でございます。

○鶴委員 雇用ワーキング・グループ座長の鶴でございます。

この度は、労働者派遣制度に関する意見をこちらの本会議に提出するに当たりまして、岡議長、太田議長代理を含め、他の委員の方々、また、ワーキングでの議論、過程による意見照会、御説明、また、稲田大臣を初めとする政務関係者の方々、いろいろ貴重な御意見をいただきました。ワーキングとして、それを踏まえる形で、いろいろな形で修文ということもこれまでプロセスとしてさせていただきました。

基本的な考え方、説明につきましては、今の事務局からの説明で尽きているのですけれども、1点、今回何が一番大きな議論のポイントだったかということをおのほうから一言御説明をさせていただきたいと思っております。

一番大きなポイントは、今の資料1の2ページ「3 期間制限の在り方について」の「(1) 上限設定のあり方」でございます。

今回は、やはり世界に類を見ない、業務によって派遣の上限を決めていたという日本の制度が非常に事務的にもいろいろな混乱を起こしている。まずここをどうしても変えなければいけないという派遣制度改革の大きな一歩ということで、やっとな厚労省も重い腰を上げたということで、どうしてもやはりここは今回、この改革を進めていただきたいと、我々も非常に強く思っております。

そうした中で、各委員または関係者の方々から、この規制改革会議、ワーキングの中も

含めまして、いろいろな御説明をさせていただく中で御懸念があったのは、従来の26業務であれば、期間の制限はない。ただ、無期雇用の方々はそういう制限がないのですけれども、有期という方々だと、従来その制限がなかった方々にも制限が加わってくる。3年ということで、そこで首を切られてしまうということではなくて、雇用安定化措置ということで、派遣元または派遣先、直接雇用されるか、また別のところに仕事を紹介する。ここはしっかり定められているのですけれども、ずっと続けるということではできない。

この辺について、やはり規制強化ということではないのかということで、御懸念を示される御意見をいただきました。これは、まさに御指摘のとおりのことだと思います。

ここで若干解説させていただきますと、そうはいつても、先ほどこの文書の中に出てきましたけれども、現在、施行までは5年間あるのですが、有期雇用が5年を超えると、希望があれば無期雇用に転換をしていくということで、今後そういう状況になります。

ということで、例えば3年を上限とした場合も、5年目にはそれを超えると無期雇用に転換をしていくということなので、この上限の設定の仕方は、これまでの3年なのか、4年なのか、5年なのか、まさにそういうところでどういうふうに決めるのかというところの問題だと思います。

ただ、ここについて従来どおりの3年だと、まさにその部分が規制強化に当たるのではないか、もう少し期間を延ばしたほうがいいのではないか、そういう御意見もございました。ここはワーキングの中でも議論をさせていただいたのですけれども、一方、今回の規制、厚労省の提案、研究会の報告書については、一方的な規制緩和策であるということで、非常に物すごく反対をされているグループもあります。

その状況を考えますと、我々としては、最終的にそれは3なのか、4なのか、5なのかということについては、しっかり労政審でこういう議論があるので、そこはしっかり議論をしていただきたい。規制改革会議のほうから、4なのか、5なのか、3なのか、余り決め打ちした議論をすると、かえって一番いいまとまりのつく方向にいかない可能性がある。

私自身、若干そのような議論、必ずしもそういう方向に行くような可能性もあるということまで考えさせていただきまして、この案には、上限設定に当たっては、その影響とともに、有期労働契約の無期契約転換制度との整合性に十分配慮するように、これは5年を超えると無期になるということでございますので、このような議論があったということをごを今日、規制改革会議のこの場でも私は申し上げさせていただきながら、そうしたところで全般的に労政審のほうでも御議論をしていただきたい。そういう思いがこの文章の中に込められているということで、今回、委員の皆様方を含めまして、追加的に御説明をさせていただきたいということでさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、意見交換をしたいと思います。

どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

では、私のほうから、鶴座長が御説明になった部分に直接関係するのですけれども、現在、いわゆる26業種で期限なく派遣労働という形で働いている方々は、この規制改革をした後も現状を維持することは可能なのですか。

○鶴委員 今の枠組みでは、その中で、まさに有期雇用であるのか、無期雇用であるのかということで分けて考えて、実は今、26業務の方々というのは、実際の派遣の中では多分半分ぐらいの割合を占めており、割合としては非常に大きな割合です。その方々を今の制度上、そのまま従来どおりということは、今の提案されている枠組みという中では、非常に難しくなってしまうのかなということを思っています。

私は、今、この期間制限がない方、従来は26業務で、これをこういう制度改革をやるとう度は無期の方々になりますけれども、もちろん無期の方々も割合としてはまだ少ないのです。今、岡議長がおっしゃられたような御懸念というのは、私もまさに同感なのですが、逆に言うと、それがこれまで有期の方を例えば派遣元で無期雇用にしていく、その一つの推進力というのがそこで出てくる、出てこなければいけないだろうとっております。

実は、この改革をやるという中で、少しでもそういう層を増やしていく。それが派遣労働者の雇用安定にもつながりますので、そういう形で、逆に我々もそういうところを少し推進して行ってほしい、サポートしていく、そういうことも含めて、今後議論を見守っていきたいと思いますし、必要に応じて、我々としては意見を申し上げていくということをしていきたいなと思っております。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

西村副大臣、どうぞ。

○西村副大臣 まさに今、論点になった部分ですけれども、産業競争力会議においても、26業種の方は、今は上限なく無期で働けるわけですが、この制度が入ると、無期か有期か振り分ける中で有期になってしまう、年限が限られるということで、一部規制強化になるのではないかと懸念がありました。今、まさに議論のあった点ですので、今後その点をどう考えるか、労政審の議論も見ながら、また御検討いただければと思います。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 引き続き、今の点ですけれども、今まで現場の方にお話を聞いたところでは、今の26業種の中で、自然体でいっても非常に人気のある職種の方は無期になる傾向になるだろうと。ただ、マスで言えば、やはり大方は必ずしもそういう状況にないというお話も一部ありました。

ですから、ここについては、既にもう26業種で無期だという前提で設計をして働いておられる方には、やはり特別な配慮が必要だろうと思えます。技術的には、移行措置というものがあるのかどうかはわかりませんが、やはりそういうことは手当していく必要があるのではないかと思います。

このペーパーについてどうこうというコメントではありません。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 違う視点のところですが、2ページの派遣労働の濫用防止ということを中心にしていくべきだというのは、まさにそのとおりだと思いますが、その中で均衡処遇の推進ということがありますね。これの我々が持つておくべきイメージとといいますか、均衡処遇は言葉としてはわかるのですけれども、実態としてどういうものなのか。

例えば給与の問題とか、労働条件とか、研修の機会とか、あるいは福利厚生とか、様々な視点があると思うのですが、この辺はどんなイメージでいけばいいのか、あるいは労政審のほうでこういった均衡処遇ということについて、何らか法的にも枠組みが決まっていくようなイメージなのか。それとも、均衡処遇という言葉の中で労組といろいろしっかり話し合っていくのだという方向性の問題なのか。その辺、イメージとして教えていただけますでしょうか。

○岡議長 鶴さん、お願いします。

○鶴委員 今の浦野委員のお話なのですけれども、これの均衡処遇というのは、通常、均等・均衡処遇ということでよく言われますが、均衡というのは、どうしても処遇が全く同一にならなければいけないかというのと、そうではなくて、そこにきちんとした合理的な理由があれば、もちろんその差があるということは認められる。ただ、そこがきちんと説明をできるか、そういった意味でバランスのとれた処遇をやっていくというところに、この均衡という意味がございます。

この均衡という意味は、処遇全般に目配りした幅広いということで書かせていただいているのですけれども、これはワーキングで専門委員の水町先生、島田先生の両方から、処遇というのは、やはり賃金だけではなくて、福利厚生とかいろいろおっしゃられた全体としてどういうふうにバランスをとっていくのかという議論なのです。

ここはいろいろな工夫のやり方があるって、逆にいうと、均等処遇というのは非常にやりにくいよねという、これは実は厚労省のほうもおっしゃっているのですけれども、私は均衡というのはややもう少し幅広い観念を持って、いろいろな処遇の要素に目配りしながら、できるだけバランスをとって、派遣労働者を使うということが非常に安い労働力を使うということにならない、これがやはり濫用防止という一番大きなポイントだと思っています。

だから、我々としては、均衡処遇がむしろちゃんとできておれば、常用代替防止とか濫用ということを逆に心配しなくてもいいはずである。だから、この派遣労働者の問題というのは、実は均衡処遇というところをどれだけしっかりやるかということがいろいろな問題の根本にあるのですよというメッセージだと。

ただ、おっしゃるように、具体的にどのように、どこの要素をどういうふうにバランス

させていくのか、どこを重要視するのか、これはやはりこれからの議論だと思いますので、そういうことも含めて、今後、厚労省とも議論をやっていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、よろしいですか。

○浦野委員 はい。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

それでは、今日出されたペーパーをもって、当会議の意見ということで厚労省に示すことにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移ります。

規制改革ホットラインについて、事務局から説明願います。

○柿原参事官 それでは、事務局から資料2-1、2-2に沿いまして御説明いたします。

まず、資料2-1から始めます。

こちらはお決めいただきました規制改革ホットラインの運営方針に基づきまして、提案について関係省庁に検討を要請し、その回答があったものについて、ホットライン対策チームにおいて御議論いただいた結果を御報告するものでございます。

資料2-1の1ページ目の最初のところに書いてありますけれども、ここに挙げられている表は、規制改革ホットライン設置後、設置は3月22日でございますが、7月31日までに所管省庁から回答を得た提案事項が396件ございます。その中から規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容の審査を行っていただきました。

案件ごとに、この案件はどのワーキング・グループで議論すべきか、各ワーキング・グループでその分類を行った上で、このワーキングの中にはどこにも属さない、すなわちホットライン対策チームみずからやるものも、その他という形で含めておりますけれども、さらに精査・検討を要すると認めたものをまとめたものでございます。

1ページにありますとおり、健康・医療ワーキングから5つのワーキングで、最後にその他ということで、それぞれごとに1番から案件名の番号を振っております。

案件名の横に「チーム(案)」とありまして、○と◎の2種類ついているかと思っておりますが、◎がついた項目につきましては、既に各ワーキング・グループにおいて本年6月までの検討事項として取り上げられた項目そのもの、あるいはそれに関連するものが挙がっております。

○がついた項目につきましては、その項目以外の項目で、まずは規制改革推進室が事務的に精査いたしまして、関係省庁などと調整を行うといったもので、その結果についてそれぞれのワーキング・グループに御報告するものという分類でございます。

それぞれの項目につきましては、後ろのほうに大部で恐縮ですけれども、ワーキングの

番号ごとにそれぞれの個票、すなわち提案事項の詳細な内容ですとか、提案主体あるいは今の制度の説明、各所管省庁の現時点での回答をまとめさせていただいたものをつけさせていただいておりますので、それぞれ御確認いただければと思います。

私のほうから、概括的に御説明いたします。

健康・医療ワーキング・グループにつきましては、6項目を対策チームとして提案しております。

最初の医薬品登録販売者制度の見直しといいますのは、今、話題になっております一般用医薬品のネット販売に関連した項目でございます。テレビ電話等を活用した登録販売員制度の見直しということです。

2番以降は、それぞれこのワーキングで取り上げる項目に関連する項目が並んでおります。

雇用ワーキング・グループ関係につきましては、全部で6項目です。

これにつきましては、1番から5番までがいずれも労働時間に関連する提案事項、6番が労働者派遣制度に関連する事項。同ワーキングにおいては、労働時間全般あるいは労働者派遣制度の見直しを御検討いただいておりますので、それに関連するという意味で◎をつけさせていただいております。

2ページは、創業・IT等ワーキング・グループ関係でございます。

こちらは、もともと分野が幅広うございますし、そもそもホットラインに他のワーキング以上にかなり多数の項目が挙げられておりますので、挙げられている項目も多くなっております。全部で28項目でございます。

並べ方が順不同的なものではございますが、例えば1番から4番の最初のほうの項目は、いずれも旧エネルギー・環境ワーキング関係の項目でございます。

5番は、ワーキングでやろうとしております高圧ガスについての研究開発設備に関する規制緩和の項目。

6番は、ITの関係の項目です。

7番、8番、9番、10番の関係は、幅広い意味では、いろいろ金融に関わるような関係の規制項目でございます。

11番は、警備法上ということで、ITの関係です。

12番は、建設業法上の法人の要件見直しということで、これもそういった建設業の関係の負担を軽減するような話でございます。

13番は、住宅瑕疵担保履行法の供託ということで、こちらもそういった関係の分野の規制項目でございます。

14番の瀬戸内海航路の関係は、物流関係。

15番は、廃棄物処理の関係ですが、ITの関係。

16番、17番は、企業結合と競争政策の関係で、独占禁止法の関係の御要望でございます。

18番は、通信の関係です。

19番は、金融機関の負担の関係の項目でございます。

20番は、IT絡みの規制項目。

21番は、エネルギー関係です。

22番は、食品衛生管理者は資格があるのですが、農林水産省さんから御提言いただいた攻めの農林水産業関係の項目でございます。

23番も同様の攻めの農林水産業関係です。

24番、25番は、金融関係の規制項目です。

26番は、このワーキング・グループでやろうとしております項目の一つで、動産譲渡登記の関係です。

27番、28番は、エネルギーあるいは環境関係の項目でございます。

3 ページは、農業ワーキング・グループ関係が全部で4項目です。

1 番は、農業生産法人の要件の関係の項目でございます。

2 番は、中小企業信用保険制度の対象業種の追加の関係でございます。

3 番は、株式会社による農業参入の関係でございます。

4 番は、農協に対する金融庁検査の関係でございます。

続きまして、貿易・投資等ワーキング・グループ関係で、全部で11項目ございます。

1 番は、羽田空港の発着枠の関係です。

以下、2番、3番がいろいろな国際規格との関係です。

4 番は、国際物流の関係で、輸入コンテナの揚地の関係です。

5 番は、国際物流の関係で、貨物の直接機移しの話です。

6 番は、貨物管理責任者の関係です。

7 番も税関の関係で、輸入申告の関係です。

8 番は、検疫の関係です。

9 番は、航空機の部品で輸出手続の関係です。

10番は、特定原産地証明の関係。

11番は、訪日外国人観光客のビザの関係です。

最後に、その他、これは対策チームでまずは精査検討することになるかと思っておりますけれども、3点ございます。

1 番は、建物を登記する際の表題登記の件ですけれども、添付図面の様式が今はB4が義務付けられておりますが、A3でもできないかという話。

2 番は、登記簿謄本の記載事項から会社の代表者の住所を除いてほしいということ。

3 番は、車庫規制です。これは自宅あるいは事業所から2 km以内に車庫を設けなければならないという規制です。

以上、全部で58項目でございます。

なお、3ページの2にあるとおり、今、58項目はそういうことで御決定いただければ、それぞれ検討に入るのですが、これ以外の提案事項につきましても、引き続き対策チームの精査検討対象といたしまして、今後の議論の進展を見ながら、必要に応じ、各ワーキング・グループにおいて御対応いただくことを考えております。

資料2-1関係の御説明は以上でございます。

引き続きまして、資料2-2でございます。

こちらは前々回、9月12日に同様の報告をいたしておりますが、こちらにも規制改革ホットラインの運営方針に沿った処理でございます。

現状でございますが、受付件数は9月30日までに全部で1,209件いただいております。

所管省庁へ検討要請については、同じく9月30日現在で総数519件となっております。

今回、新たに御報告いたしますのは、うち27件でございます。ワーキング・グループごとに分類しておりますが、そこにありますとおり、健康・医療の関係が4件、雇用の関係が1件、創業・IT等の関係が12件、農業の関係が10となっております。

なお、注3にありますけれども、今、519件を関係省庁に要請しておりますが、474件については既に御回答いただいております。内閣府の規制改革会議のホームページにおいて回答内容を公表しております。

なお、それぞれの項目につきましても、ワーキングごとに整理しまして、項目名を載せておりますので、御確認ください。

私からの御説明は以上でございます。

なお、資料2-1の話に戻りますけれども、本日御決定いただきましたならば、各ワーキングで議論を始めるとともに、所管省庁のほうには、こういった決定がありましたということで、再検討を要請することといたしております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

座長の佐久間さん、何か補足がございましたらお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

次々と出てくるという感じを持たれた各ワーキング・グループの方はおられると思いますが、当然、ホットラインの性格上こうなるということでございます。

あと、これは7月31日までの回答でございますから、その後も追加で来ているものに対して、今、回答をもらうものが出てくるということでございます。

特に創業・ITは、今回でも28件お願いするということでございます。ただ、もともとの母数は全体の6割、7割が環境・エネルギーも含めて創業・ITということで案件が多いということで、その打率でいうと、ここの28件というのは逆に他に比べると少ないぐらいにはなっています。安念先生、よろしく申し上げますということだけでございます。

あと、中身でいうと、やはり対応不可というのが非常に多くなっております。つまり、

事務局なり、ホットライン対策チームでやるのは、なかなか手ごわいというか、そういう回答だということでございますので、そこはやはり各ワーキング・グループで非常にテーマが輻輳の中、申しわけございませんけれども、是非お願いしたいと思っています。

あと、ホットラインのチームで直接やろうというものは、比較的ホットライン的な、車庫規制の緩和というのは典型ですが、これは一応個人のビジネスの方から来ている緩和要件で、御案内のように、住所の2 km以内に車庫を持っていなければならない。ただ、これはレンタカー業者にとっては余り意味のない規制でもありますし、また、個人から見たときも何で2 km以内なのかという素朴な疑問がある。ある意味では、ホットライン対策チームが取り上げるのにふさわしい案件だと思います。

いずれにしましても、これだけのものが挙がってきていますので、やはりこの会議としてやれることはやっているとこの形で対応をやっていかなければならない。お願い方々、コメントさせていただきます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

大変案件の数が多く、一つ一つどういう結果になるかは、各ワーキング・グループの皆さんの御尽力の結果につながると思います。いずれにせよ、我々規制改革会議の大きな柱の一つが、国民、企業、団体等々からの規制改革要請に対して真摯に取り組み、対応していくということでございます。大変御苦労が多いかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

他に何かこの点についての御意見はございますでしょうか。

大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 資料2-1にはないのですが、タクシー関連のものがホットライン案件に寄せられております。今、タクシーの台数制限強化という動きが報道されておまして、これは国会の動きですので、政府部内の規制改革会議が関与するものではないのですが、タクシーは規制改革の失敗例と言われることが多いだけに、ここで一言問題提起だけでもしておきたいと思います。

タクシー問題は、規制改革が行き過ぎた例であるということがよく言われますが、この見方は誤りです。むしろ、規制緩和のやり方が不十分だった例だと私は思っております。

通常は、台数が増えれば料金が下がって、経営者は客をふやすために多様なサービスを開発することになります。しかし、タクシーの場合は2つの特殊事情がありまして、これが起こらなかった。

第1に、料金が認可制になっておまして、総括原価方式をベースにして上限と下限が決められています。だから料金が下がらない。

第2に、経営者と利用者の中に運転手さんという存在があります。この運転手の歩合率を引き下げることで経営者は売り上げを維持することができる。つまり、台数がふえるリ

スクを運転手さんに転嫁できるわけで、経営者はさほどダメージを受けずに、運転手さん1人当たりの収入が減るということが起こりました。

そこで、今度は運転手の賃金を上げなければいかぬということで、消費者にしわ寄せをして、タクシー料金を引き上げるということになりました。料金が上がれば、当然利用者は減ってくるわけで、そこで今度はまた台数を減らそうという動きが出てきているというわけで、この一連の規制政策は一体誰のためのものなのかという疑問が非常にあります。

消費者のためであれば総括原価方式を廃止すべきですし、運転手のためであれば最低賃金とか、労働時間という労働規制を厳格に守ることが必要で、要は経営者に経営努力を迫る仕組みが必要であると思っています。

ホットライン案件にも出ていますので、議論の推移を見ながら、必要に応じて規制改革会議でも何らかの議論することはできないだろうかと思っております。

○岡議長 安念さん、どうぞ。

○安念委員 今の太田代理の御意見に、私も100%同感であります。

規制の失敗例だというのは、規制の組合せが悪かったのであって、規制緩和が悪かったのでは全くないということだと私も思います。

私どもの大学のような全く化石化した業態でさえ、この30年間、随分サービス志向になりました。しかし、30年前のタクシーのサービスと今のタクシーのサービスは、私の知る限り、ほとんど何も変わっておりません。

配車の要請をなされたことがあるかもしれませんが、これは会社によるのかもしれませんが、1時間前に配車をしてくれというと、20分前にもう一回電話してくれと言います。驚くべきことと言わなければなりません。何の経営努力もしていない。これは規制緩和をして、経営者に経営努力をするように迫らなかったことの極めて大きな失敗です。

太田代理の御意見に改めて賛成いたします。

○岡議長 ありがとうございます。

このテーマにつきまして、この会議としてどう取り扱うかについては、少し考えさせてもらおうと思います。私は法律ができて、その中身が明らかになった段階で規制改革会議として取り組む必要があれば、真正面から取り組んでもよろしいのではないかと考えております。今、太田議長代理からありましたが、ホットラインに来ているタクシーがらみの要請は、ストレートにこれではない部分も含めてありますので、我々が関心を持っていることは明らかにしたらいいと思いますが、どのような取り組み方をするかについては慎重に考えていきたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 それでは、ホットラインにつきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議題3の公開ディスカッションの開催について、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

本日、担当の長谷川委員が御欠席でございますので、長谷川委員の意見も含めまして、説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、資料3をお開きいただければと思います。

公開ディスカッションの開催についてでございますが、まず、開催の趣旨としましては、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の課題について、公開の場において議論を行いまして、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にし、論点を整理して提示することによりまして、規制改革の推進のための世論を喚起することを目指すこととしてはどうかということでございます。

開催時期としましては、各ワーキングの検討状況にもよりますが、年内の開催を目指してはどうかということでございます。

テーマの候補としましては、多くの国民の皆様にとって身近に関心が高く、また、国民の間で意見が相違するテーマを中心に選定してはどうかということでございます。そこには、本会議の最優先案件でありますとか、あるいはワーキングの検討項目、重点的フォローアップ事項の中の幾つかを記載させていただいております。

出席者等につきましては、本会議の委員、政務の大臣等、関係団体、改革の要望者、所管省庁等でございます。

各立場の意見を事前に集約・整理して公開し、マスコミ、必要に応じまして一般国民の若干名の傍聴を募集する。テーマ数に応じまして、1テーマについて1～2時間程度ということとしてはどうかという提案をさせていただいております。

本件の公開ディスカッションの開催につきまして、事前に長谷川委員に御意見を頂戴しましたので、長谷川委員の御意見を私のほうから御紹介させていただきます。

まず、公開ディスカッションの目的としましては、結論を得るのではなく、論点整理をし、国民の皆様の関心を高めることを目的とすべきであるということでございます。

開催時期につきましては、できる限り国会が開会している11月中が望ましい。

時間としましては、3時間を予定して、最長4時間程度ではないか。

テーマとしましては、保険外併用療養、保育のフォローアップ、農地法の見直しといったところでどうだろうか。議論の難しさというものは理解するものの、農業についてはテーマとして取り上げるべきではないかという御指摘をいただきました。

論点整理としまして、事前に明確な論点整理ペーパーをつくって、対立点を明確にすれば、報道関係の方も含めて、外部の方にもわかりやすいのではないかということ。

参加者につきましては、仮に保育についての議論をする場合におきましては、待機児童を抱えた一般の市民の皆様ですとか、あるいは保育ママのように現場で保育の実務を民間で支えている人を招くのも一案であるという御提案でございました。

私からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

○林委員 健康・医療ワーキングの翁座長が本日御欠席なので、健康・医療の關係のテーマについて背景を御説明したいと思います。

まず「3. テーマ候補」の本会議の最優先案件に挙がっております1ポツの「保険診療と保険外診療の併用療養制度」ですが、こういった言葉でいいますと、一般の方にはわかりにくいかもしれないのですが、これは極めて一個人にとっても非常に密接な關係のある問題だと思います。

産業競争力会議では、まず特区で混合診療を緩和する方針を出されているかと思いますが、特区というのは初めの一步にすぎないと思います。規制改革會議のほうでは、特区にとどまらず、そもそも混合診療の禁止という規制を撤廃するべく、何ゆえ保険診療と併せて保険外診療をしたときに、保険該当部分まで保険適用がなくなってしまうのかということとを皆さんと議論したいと思います。

2ポツの「介護・保育事業等における経営主体間のイコルフットィング確立」も、これもこのように書くと一般の方には非常にわかりにくいかもしれませんが、待機児童問題とつながる話でございます。介護・保育事業等をもっぱら担っている社会福祉法人には膨大な社会保障費が投入されているわけですが、しかるに全国の社福の4分の3、所轄庁の9割ではいまだにウェブサイトでの財務情報の公表をしておりません。したがって、内部留保問題などを含めまして、経営実態を透明化していく必要があると思います。

ですので、こういった実態を皆様にお知らせしながら、介護・保育の問題の在り方を皆さんと考えていくという機会になればと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

単純な質問です。農地関連規制の見直しがテーマとして挙がっていますが、これはさらに具体的に言うと、何か候補というのはお考えにあるのでしょうか。

○岡議長 事務局、お願いします。

○中原参事官 ここに記載をさせていただいておりますのは、本会議案件で3つありましたものを形式的に掲げさせていただいておりますけれども、農地中間管理機構の法案についてはひと段落しましたので、仮に農業をやる場合には、農業委員会の関与とかいったよ

うなことはテーマの候補としてなり得るわけですが、まだそうした具体的なテーマについて議論が成熟したものを提示させていただいているわけではございませんので、その点も含めて御検討を賜ればと存じます。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 今日何かテーマを決めることになるのですか。

○岡議長 違います。

○金丸委員 ディスカッションということでもいいですか。

○岡議長 そうです。

○金丸委員 農業関係のテーマも何か候補に挙がっているようなのですが、別に逃げるわけではないのですが、国民が最も関心があって、わかりやすいようなテーマ設定をしないと、専門家対専門家同士のマニアックな戦いは世論が盛り上がらない気がするのです。キャラクター的には、私は安念先生などが前面に出ていくと受けるのではないかと思っています。

○安念委員 マニアック好きなのです。

○金丸委員 だから、わかりやすいテーマ設定をしたほうがいいのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 ワーキングの検討項目として、労働者派遣制度の見直しが挙がっているのですが、先ほど意見をまとめていただいたところで言うのは申しわけないのですが、実は、労働者派遣というのは、雇用者の中で割合としては2%とか3%という非常にわずかな割合なのです。派遣という問題は非常に重要な問題で、これを規制改革会議として一生懸命取り組んでいくということは、今後とも全然変わらないのですけれども、今、おっしゃられた国民が全体として関心を持って議論をするということになると、雇用の中で、これがちょっと例示として挙がってくるものかどうかということは、少し考える必要があるかと私も思いました。

これから10月にワーキングのほうでは、労働時間の問題の議論を開始していくということで、実は労働時間の問題というのは、どの労働者でも関わる一番身近な問題ということです。ただ、我々はワーキングのほうとしても、議論がこれからというところも結構ありまして、どういう公開の場でできるか。

特に先ほどマニアックな議論ということが出たのですが、労働の場合、労働者と使用者のガチンコの対決みたいな形で、それも非常に生産的な議論ができるのかなということになると、これもまたせっかくのこういう公開ディスカッションという場にそれがふさわしいのかどうかという考えもありまして、雇用はどのようなテーマということで考えていいのか。これはまた引き続き考えていきたいなと思います。

以上です。

○岡議長 滝さん、どうぞ。

○滝委員 わが国は世界一の高齢化社会を迎えていることもあって、やはり高齢化先進国ではないですけれども、そういう意味では混合診療の問題というのは非常にわかりやすいテーマというか、本当に国民を挙げて議論をしなければいけないテーマのような気がしますし、話題性にも富んでいるような気がいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 これは質問なのですが、傍聴に関して「一般国民（若干名）」と書いてあるのですが、若干名というのはどれぐらいを意味しているのかなと思ひまして。若干名は数人のイメージがあるのですが、恐らくそういう意味ではないのでしょうか。何人ぐらいのイメージなのでしょうか。

○岡議長 事務局のイメージを教えてください。

○中原参事官 会場との関係もございませけれども、まずマスコミの方にお入りいただき、あとは受付順でお入りいただくというイメージでございまして、正式な数字は確認いたしますけれども、20名ぐらいかなということだったかと存じます。

○森下委員 そんな少数のイメージなのですね。

○岡議長 20名程度だということですね。

○森下委員 これは人数が多いのか少ないのかよくわかりませんが、20名ぐらいだとマスコミのためにしているようなイメージが逆に強過ぎるような気もするのですが、これはそれでよろしいのですか。

○岡議長 どうぞ。

○滝本室長 ちょっと問題提起をさせていただきたいのですが、余りたくさん呼んだら、組織的な動員がかかって、そういうことも考えておかなければいけないので、そういうことも含めて御議論をいただきたいと思ひます。

○森下委員 わかりました。そういうことであれば、結構です。

○岡議長 他はよろしいですか。

安念さん、どうぞ。

○安念委員 室長のおっしゃることは全くそのとおりで、もう一つあるのは、平日にやるのもいってではありますが、平日に2時間も3時間も来られる人というのは、どういう属性の方なんだろう、と下種の勘繰りをしてしまいます。これは私も幾つかの経験があって、そんなものですよ。10とか20というオーダーだとイメージしておくのが無難だと思いますね。

○岡議長 林さん、どうぞ。

○林委員 平日にすると決まっているわけではないのではないですか。

今は、参観日でも土曜日にするぐらいですので、是非働いている方が参加できる日程にさせていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

この会議としては初めての試みでございますが、既にやることは決定したわけでございますので、我々の一応の任期3年間の残り2年ちょっとの間に何回かやろうと思います。

そういう意味では初物でございますので、その後どんどん改善していったらいいと思っております。私自身の具体的なイメージはまだないのですが、まず、場所を確保しないといけないなど。しかもお金は余りかけないでということで、いろいろ事務局と議論したのですが、1回目はやはりこの建物（中央合同庁舎四号館）になりそうなのですね。

そうなってくると、人数的にもそれほど多くにはならないだろうなと思います。多くの聴き手はメディアの方々になるのかもしれませんが、規制改革会議があるテーマについて公開ディスカッションをやったと、メディアを通じての国民へのメッセージになるのかもしれませんが。いずれにせよ、1回目をとにかくやるということで、テーマを含めて、私と大田さん、長谷川さんにお任せいただくということでいかがでしょうか。

ただ、皆さんにイメージをつかんでいただくために、ここにも書いてありますように、時間としては、1テーマ1～2時間で、MAX4時間ぐらいのイメージで、2つぐらいのテーマ。しかも、国民の多くが関心あるようなテーマ。余りマニアックにならないようなテーマということで、先ほど林さんからもありましたけれども、いわゆる混合診療なんていうのは確かにおもしろいテーマなのかなという気がいたしますが、これも含めまして検討させていただきたいと思います。

日取りは11月28日を一応想定して、皆さんの御都合を今確認しております。まだ決まったわけではございません。林さんには申しわけありませんが平日でございます。場合によっては、1回やってみて、土日でやったほうがよろしいということもあるかもしれません。

○安念委員 済みません、むしろ平日の夜のほうが、都心でやるなら働いている人は来やすいのではないですか。

○岡議長 6時以降とか、そういう意味ですか。

○安念委員 要は、仕事を少し早めに切り上げて、行ってみようかみたいな。土日はやはり家族サービスとか、いろいろ御家庭の事情とかもあってね。

○岡議長 事務局、ここで6時以降にやることは、昼間でなくても問題はないのですか。セキュリティーだとかもろもろ。

○中原参事官 恐らく可能ではないかと存じますので、検討させていただきます。7時以降、会議をお願いすることもございますので、可能ではないかと存じます。

○岡議長 わかりました。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 提案なのですけれども、先ほどのテーマ出しなのですが、各ワーキング・グループでもし自分のところで取り上げるテーマがあれば、こういうテーマで、こんなふうに取り上げたらどうかというのを出して見たらどうですか。例えば2つずつぐらい出してみ、それを御検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

○岡議長 了解しました。

そういう意味では、早速。林さんから健康・医療ワーキング・グループの提案が出たわけですね。金丸さんのような、俺は要らないという御意見も。

○金丸委員 私も消極的に思われるのも何なので、2つぐらい提案をしたいと思います。

○岡議長 わかりました。

それでは、こういうテーマでやったらどうかというのは、各ワーキング・グループから2つぐらい出していただいて、事務局に届けてください。それを見て、長谷川さんと大田さんと相談して、最終的に2つぐらいに絞り込みたいと思います。

本件については、そういう形で、11月後半といっても、準備も含めると、それほど時間的余裕はないわけで、しかも初めてのことなので、いろいろ戸惑うこともあるかもしれませんが、チャレンジしてみたいと思います。皆さんよろしく御協力をお願いします。

それでは、最後に事務局から、説明、補足があればお願いします。

○柿原参事官 先ほどお配りした参考資料の一番後ろに、専門委員の先生方の名簿をつけさせていただいております。参考資料4でございます。

こちらの一番上の健康・医療ワーキング・グループに、日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／日本女子医科大学第二外科非常勤講師の滝口先生が任命され、一人加わっているということで御紹介いたします。

もう一点、連絡事項でございますが、次回の本会議につきましては、10月24日に開催する予定でございます。詳細につきましては、改めて事務局から御連絡いたします。

以上です。

○岡議長 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

皆さんの御協力により、予定より大分早く終了することができました。

ありがとうございました。